

「家庭用燃料電池システム」設置補助のご案内

薩摩川内市では、再生可能エネルギー利用を促進し、住宅におけるエネルギーの自立化や温室効果ガス排出量を低減することを目的に、家庭用燃料電池システムの設置に対して補助を行います。ぜひ、ご利用ください。

※国（経済産業省が採択した補助事業者。以下「国採択事業者」）が実施する「民生用燃料電池導入支援補助金」を受けられた方に対して、市が上乘せ補助するものです。

○申請できる者（以下の5つすべてを満たしている者が申請できます）

- ① 自ら居住する住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に家庭用燃料電池システムを設置した個人、又は自ら居住するために家庭用燃料電池システムの設置済み建売住宅を購入した個人
- ② 国採択事業者が実施する補助事業に平成25年4月1日以後に応募し、設置した家庭用燃料電池システムに係る補助金確定通知書を受領された個人。
- ③ 市内の施工業者により家庭用燃料電池システムを設置した個人。
- ④ 補助金の交付申請の日までに、自ら居住を始めた個人。
- ⑤ 市税等を滞納していない個人。

○対象製品

上記の国採択事業者が実施する補助の対象となっている家庭用燃料電池システム。

○補助額

家庭用燃料電池システム1基につき20万円。（法人・事業者は対象外となります。）

○必要書類 【チェックシートとしてご利用いただけます】

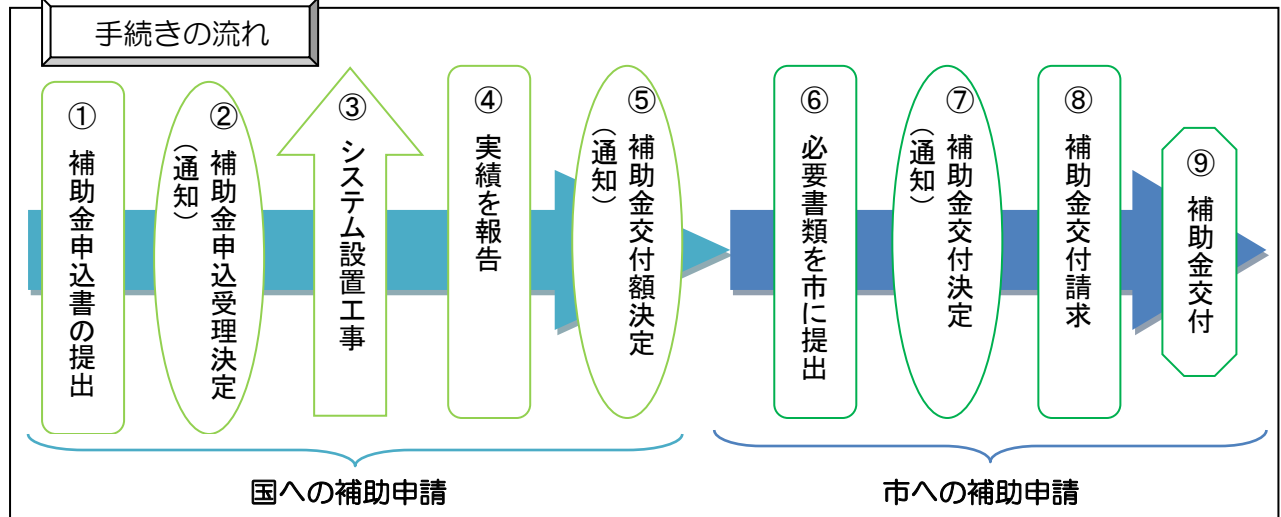
- 補助金交付申請書（第1号様式）
- 市内の施工業者による設置が確認できる書類の写し
※薩摩川内市内の施工業者による設備導入が提出書類で確認できない場合に必要
- 工事請負契約書の写し（設置経費の内訳が明記されているもの）
※設備設置済みの建売住宅を購入した場合は、売買契約書の写し
- 家庭用燃料電池システムの設置状況が分かる写真（カラーで国採択事業者に提出した写真と同じもの）
- 「補助金交付申請書（兼完了報告書）」及びその添付書類等の写し一式（国採択事業者に提出したもの）
- 「補助金の額の確定通知書」の写し（国採択事業者より受領したもの）
- 燃料電池システム設置費に係る領収書の写し
- 住民票（3カ月以内に発行されたもの）
- 市税等の滞納のない証明書（市補助金申請の直近（1ヶ月以内）に発行されたもの）
*住民票・市税等滞納のない証明書を発行する際には窓口で公的身分証明書の提示が必要になります
- 承諾書（調査等の実施に係る承諾）（第2号様式）
- 補助金請求書及び口座通帳の写し

☆地球にやさしい環境整備事業補助金（平成30年4月～）

○申請手続き

まずは国採択事業者への申請手続きを行ってください。手続き完了後、国採択事業者から受けた補助金交付決定通知書の写しを添付して、市への申請手続きが行えます。

※ 国の補助を受けた個人の方が、市の補助対象者になります。



○設置される方への注意事項

《申請について》

- ◆ 補助金交付申請の受付は、窓口でのみ行います。（郵送不可）
- ◆ **国からの補助金交付確定通知書の日付から、60日を過ぎると申請することができません。**
- ◆ 平成31年3月31日までに申請してください。ただし、受付件数が予算に達した時点で、補助は終了となる場合があります。
- ◆ 書類に使用する印鑑は、同一のものを使用してください。
- ◆ 市税等の滞納のない証明書は、本庁または各支所税務窓口で補助金交付申請書をおみせいただければ、無料で発行できます。

《申請後について》

- ◆ この補助金を利用して設置した家庭用燃料電池システムは、市長の承認がなければ、法定耐用年数（6年）の期間内は処分・譲渡等することはできません。
- ◆ 補助金の交付を受けたご家庭には、家庭用燃料電池システムの使用状況、ご家庭での電気・ガス等のエネルギー使用量等の資料提供をお願いすることとしています。ご協力をお願いします。



【補助申請及び問合せ先】

薩摩川内市役所

本 庁	次世代エネルギー課	TEL:0996-23-5111			
樋脇支所	地域振興課	TEL:0996-37-3111	入来支所	地域振興課	TEL:0996-44-3111
東郷支所	地域振興課	TEL:0996-42-1111	祁答院支所	地域振興課	TEL:0996-55-1111
里支所	地域振興課	TEL:09969-3-2311	上甑支所	地域振興課	TEL:09969-2-1490
下甑支所	地域振興課	TEL:09969-7-0753	鹿島支所	地域振興課	TEL:09969-4-2672